

○宿泊研修交流施設整備事業

2億1,025万円

宿泊研修交流施設建設工事等の経費です。

第1回定例会時の委員会審査において減額する修正動議が提案されて、

一部を減額する修正案が可決し、その後、町長から減額訂正の申し出があり本会議において承認され、当委員会に付託を受け減額した事案に関わる予算です。

委員の各質問に対しても、「赤字を出さない運営を行うことが基本である。」、「本施設は行政財産である。」、「公の施設の設置条例を出す。」、「管理運営について1~2年委託を考えている。その後、指定管理をしていきたい。」、「基本的に管理は町内業者を考えている。」、「あらゆる機会で説明してきた。」、「誘致企業対策が第一ではない。」などの答弁がありました。

委員から、「収支計画について客観的第三者のチェックが必要ではないか。」、「宿泊施設の待望がある。」、「今後、地域経済の活性化のため必要

宿泊研修交流施設バス



等事業 1,820万円

「赤字を出さない運営を行うことが基本である。」、「本施設は行政財産である。」、「公の施設の設置条例を出す。」、「管理運営について1~2年委託を考えている。その後、指定管理をしていきたい。」、「基本的に管理は町内業者を考えている。」、「あらゆる機会で説明してきた。」、「誘致企業対策が第一ではない。」などの答弁がありました。

台風等による大雨被害に伴う復旧事業 1,703万円

宿泊研修交流施設建設に係る、南4条通り線道路雨水排水管切替工事等の経費です。

等事業 1,820万円

台風等による大雨被害に伴う復旧事業 1,703万円

「赤字を出さない運営を行うことが基本である。」、「本施設は行政財産である。」、「公の施設の設置条例を出す。」、「管理運営について1~2年委託を考えている。その後、指定管理をしていきたい。」、「基本的に管理は町内業者を考えている。」、「あらゆる機会で説明してきた。」、「誘致企業対策が第一ではない。」などの答弁がありました。

◆簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算総額1億2,483万円とするものです。

宿泊研修交流施設建設に係るもので、南4条通り線配水管移設工事を追加し、事業確定に伴い南5条通り線配水管移設工事を減額するものです。

以上、当委員会として審議の結果、原案どおり可決するものと決しました。

◆議案第1号に対する附帯決議

発 議

◆附帯決議とは◆

可決をした案件に対する委員会の要望、執行上の留意事項等を議決でまとめたものです。附帯決議は可決をしたら終了ではなく、該当附帯決議に対して町がどう対応するかというのを文書又は口答で回答をさせるものです。

なお、宿泊研修交流施設建設等の予算について、町民の理解を得られるよう、次回の会議において附帯決議案を提出しました。

一、当該施設に係る収支計画を明らかにすること。  
二、当該施設の運営は地方元事業者を原則とするこ

と。

宿泊研修交流施設に係る予算において、町民の理解を得られるよう、次回の会議において附帯決議案を提出しました。